

## 民事救済制度の拡充(2)

### 差止請求訴訟における文書提出命令の特則の導入

- ・ 不当廉売・差別対価等不公正な取引方法に係る差止請求訴訟では、違反行為の主張・立証のために、帳簿書類、契約書等侵害者側の手元に存在する証拠が必要な場合が多い。
- ・ しかし、民事訴訟法上の文書提出命令制度では、帳簿書類等の文書は、文書提出義務から除外され(営業の秘密等)、文書提出命令が行われぬ蓋然性が高い。



- ・ 文書の所持者において、その提出を拒むことについて正当な理由があるとき以外は、文書提出命令に基づき文書の提出することが求められる文書提出命令の特則を導入する。

(注)既に知的財産関連法において文書提出命令の特則が導入されている。